

市営公共交通サポーター制度設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市市営公共交通事業の安定的な運営と地域と共に公共交通を守り育て、市営公共交通を支援及び応援する団体（以下「公共交通サポーター」という。）に係る制度を設置することにつき必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この要領の名称は、市営公共交通サポーター制度設置要領とする。

(公共交通サポーターの資格)

第3条 市営公共交通サポーター制度は、市内において商店や病院等の経営をしているもの（以下「第1事業者」という。）及び自治会等の営利を目的としない団体（以下「第2事業者」という。）を対象とし、個人は適用しない。

(公共交通サポーターの登録)

第4条 公共交通サポーターになろうとするものは、富士宮市長にその旨を申し出て登録を受けるものとする。

(市営公共交通サービス券の販売)

第5条 市は登録を受けた第1事業者及び第2事業者に限り、市営公共交通で利用できるサービス券（以下「サービス券」という。）12枚綴り（1,200円分）を1,000円で販売する。

(サービス券の配布方法)

第6条 サービス券の配布方法は、次のとおりとする。

- (1) 第1事業者は原則として1,000円の売上に対し、1枚(100円分)のサービス券を配布できるものとし、各事業所で配布枚数の上限を定めることができるものとする。
- (2) 第2事業者は活動の対価として、サービス券を配布できるものとする。なお、配布枚数については第2事業者の判断によるものとする。

(公共交通サポーターへのサービス)

第7条 市が発行する時刻表、ポスター及びホームページで公共交通サポーターを紹介する。なお、第1事業者は併せてサービスの内容を明記することができるものとする。

(サービス券の条件)

第8条 サービス券の条件は、次のとおりとする。

- (1) サービス券の有効期間は販売した日から6ヶ月後の月末までとし、払い戻しできないものとする。
- (2) サービス券による支払は100円単位とし、100円未満の支払いはできないものとする。

(サービス券の使用)

第9条 サービス券の譲渡を受けたものは、サービス券の有効期間内であれば宮バス・宮タクの支払の際に金券として利用できる。また、譲渡を受けたサービス券は他人に譲渡できるものとする。ただし、転売はできないものとする。

(公共交通サポーターの登録解除)

第10条 前条の規定に違反した者及びサービス券を購入した日から、1年以上を経過しても次のサービス券の購入がなかった場合は公共交通サポーターの登録を解除する。

(交通事業者からの委託料の請求)

第11条 交通事業者は、委託料の請求の際に、サービス券の枚数に100円を乗じた金額を委託料と併せて請求するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。